

任意継続被保険者申請にあたって

任意継続を希望するにあたり必要条件等については、下記内容をご確認ください。

なお、**任意継続は強制加入ではありません**。国保や他保険のように退職後に加入する保険を選択できる中の1つです。また**任意継続保険料は全額自己負担**となり、加入後は当健保組合が直接窓口となります。健保からのメールや郵便物等ご案内は必ず開封してご確認ください。着信拒否や迷惑メールにならないように、当健保組合の電話番号及びメールアドレスのご登録をお願いします。**期限内に未提出、未納の場合、任意継続の資格が失われることもありますので、ご注意ください。**

1. 任意継続被保険者になるのには、次の①、②、③の条件が必要です。(健康保険法第37条)

- ① 現在の事業所を退職し、資格を喪失したこと
- ② 資格喪失の日の前日まで継続して、2ヶ月以上被保険者であったこと
- ③ 資格喪失の日より20日以内に申請すること(但し、正当な理由がある場合は除く)

2. 添付書類

- ① 扶養家族のある方は被扶養者(異動)届、扶養対象者状況調査書、所得証明書他
- ② 住民票世帯原本(健保受理日より3カ月以内)扶養のある方は、本人との続柄及び性別、生年月日、住民となった年月日が記載されたもの ※個人番号欄は不要です。
- ③ 年金を受給されている場合は、年金額の記載されている証書(年金振込通知書等)の写し

3. 標準報酬月額と保険料

- ① 標準報酬月額は、前年度の9月30日における全被保険者の標準報酬月額の平均額に相当する額と、資格喪失時の標準報酬のいずれか低い額となります。
- ② 保険料は、前項①の標準報酬月額に見合う額で全額自己負担となります。

4. 保険料の納入期限は、その月の10日です。(10日が土、日、祝日の場合は翌営業日となります。) 但し、初回月は当健保組合の指定した日です。

5. 保険料は前納(原則として4～翌3月または4～9月/10～翌3月) することができます。

6. 前納保険料を還付する場合は、裏面の留意事項8の②、④、⑥の事例だけです。

7. 「資格情報のお知らせ」「資格確認書(対象者のみ)」は書類等確認後、自宅宛送付します。

(裏面へ続く)

8. 被保険者資格は、次の事項に該当した時に喪失します。(健康保険法第38条)

- ① 被保険者資格取得後2年を経過したとき
- ② 被保険者が死亡したとき(死亡の翌日)
- ③ 納入期日までに保険料を納付しないとき(納付期限の翌日)
- ④ 他健康保険・船員保険の被保険者となったとき(その日)
- ⑤ 75歳の誕生日を迎え、後期高齢者医療保険の被保険者となったとき(その日)
- ⑥ 被保険者より申出書の提出があったとき(申出が受理された日の属する月の翌月1日付) ※3月中に健保にて申出書の受理 ➡ 翌月4月1日付で喪失。

※ご希望の日付で喪失できるわけではございませんのでご注意ください。

9. その他

- ① **再就職をお考えの方には、毎月払いを推奨しておりますのでご検討下さい。**
- ② **再就職等で被保険者資格が喪失する時は、「健康保険任意継続被保険者資格喪失申請書」(再就職届)を提出して下さい。**保険料を前納又は、資格喪失月分を徴収されていた場合、保険料を還付しますので、速やかに提出願います。
※新しい「資格情報のお知らせ」のコピーを添付してください。
- ③ 資格喪失後 5 日以内に「資格確認書(交付者のみ)」を返却して下さい。
※返却の際は表面に大きく×印を油性マジック等で書いてください。
- ④ 保険給付費等の支払のため、本人名義の振込先口座名及び番号を申請書に必ず記入して下さい。
- ⑤ 納付期限までに当健保組合の銀行口座(三井住友銀行 三田通支店 普通預金口座 No. 3120242)に入金がないと自動的に資格喪失となりますのでご注意ください。
(但し、正当な理由のある場合はこの限りではありません。)
※毎月払いを選択された方は ATM(ネットバンキング等)からの振込を推奨しております。
振込み時間により、当日の入金確認ができない場合がありますので、納付期限の前日までに振込みをお願い致します。

10. 任意継続資格喪失の際は、具体的な喪失理由・喪失年月日が分かり次第、必要な手続き等をご案内しますので、速やかにご連絡をお願いします。

【DM 三井製糖グループ健康保険組合】※原則お問い合わせはメールにてお願いいたします。

電話番号(03-6400-3071) メールアドレス(kenpo@msdm-hd.com) 以 上